

島根大学松江キャンパス等における敷地内禁煙の取扱いについて

令和4年2月3日 松江地区事業場安全衛生委員会決定
(令和7年4月1日改定)

1 趣旨

「島根大学松江キャンパス等における敷地内禁煙の徹底及び禁煙支援に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、取扱いを定める。

2 対象

この取扱いに係る対象者は、本学の教職員、学生及び構内を利用するすべての者とする。

3 遵守事項

対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学敷地内(居室、事務室、車内等を含む)では、喫煙してはならない。
- (2) 喫煙に関して、近隣への迷惑行為(本学敷地外周辺、近隣住宅及び近隣商業施設等の周辺での喫煙(喫煙所除く)等)は禁じる。
- (3) その他、健康増進法及び松江市きれいなまちづくり条例に抵触する行為は禁じる。
- (4) 以上の遵守事項に違反している者は、喫煙に関する本学の指導及び必要な措置に従うこと。

4 違反者に対する指導及び措置

安全衛生委員会委員や各部局等における喫煙パトロール及び衛生管理者の職場巡視等において、遵守事項の違反者に対し、次に掲げる指導及び措置を講じることができる。

- (1) 違反者に対し、職員証や学生証等の提示を求め、口頭による厳重注意を行う。
- (2) 前者の注意を受けた者が再度の違反を行ったときは、所属長等を通じて個別に指導する。
- (3) 前者の指導を受けた者が更に違反を繰り返し、なお改善が見られず悪質な場合は、懲戒処分等の対象となることもある。

5 敷地内禁煙、受動喫煙及び禁煙に関する相談窓口

【敷地内禁煙及び受動喫煙に関する相談窓口】

人事労務課 企画・労務管理グループ 安全衛生担当 (内線：2319 外線：0852-32-9829)

【禁煙に関する相談窓口】

保健管理センター (内線：2801 外線：0852-32-6568)

6 必要事項

この取扱いに関する必要な事項は、松江地区事業場安全衛生委員会にて定める。